

児童発達支援 ののはな教室
重要事項説明書

あなたの対する利用サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所経営法人

名称	社会福祉法人 京都基督教福祉会
所在地	〒615-8156 京都市西京区榎原百々ヶ池3
電話番号	075-391-6411
代表者氏名	理事長 中江 潤
設立年月日	1970（昭和45）年11月18日

2. 事業の目的と運営方針

事業の種類	児童発達支援事業（事業者番号 2654000195号）
事業の目的	発達の様々な面で、弱さやつまずきが心配される就学前のこどもとその保護者を対象に、個々の状況や課題に応じた発達支援サービスを行うことを目的とする。
施設の名称	ののはな教室
総合施設長氏名	大橋 良輝
管理者	佐藤 夕佳子
施設の所在地	京都市西京区榎原百々ヶ池3
電話番号	075-391-6628
ファックス番号	075-276-0931
施設の運営方針	発達の様々な面で弱さやつまずきがある子ども達が、自分らしくいられる中で、持っている力を十分に発揮できるための支援をおこなう。 保護者・地域の関係機関と共に、親子が安心して過ごせるための手立てを共に考える支援の輪を繋ぐ役割を果たす。
主たる対象とする障がいの種類	発達の遅れやその疑い
開設年月日	2017（平成29）年3月31日
利用定員	1日10人

3. 施設の概要

（1）施設設備

指導訓練室	81 m ²
保護者待機室	14 m ²

(2) 職員体制及び勤務体制

職種	員数	区分	勤務時間
施設長	1	兼職	8 : 25 ~ 17 : 10
管理者(児童発達支援管理責任者)	1	専任	
保育士・児童指導員	3	専任	
心理士	1	専任	

(3) 事業実施地域およびサービス提供時間

事業所実施地域	京都市全域
受付および 営業時間	月曜日～金曜日(国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) 8 : 25 ~ 17 : 10まで
サービス提供時間	8 : 30 ~ 16 : 00まで

(4) その他

利用者に関するサービス記録の保管	契約終了後、契約書に定める期間保管します。
利用者に関するサービス記録の閲覧期間	開所日の開所時間内
利用者に関するサービス記録の複写物の交付	上記の期間に、随時対応します。

4. 利用料

「幼児教育・保育の無償化」により、令和元年10月1日以降年少児から年長児の利用者負担は無償となりました。2歳児の利用者にお支払いいただく利用料(主なもの)は、次のとおりです。

(1) 通所給付費対象サービス

① 標準的なサービス利用料金(1回あたりの概算)

国が定める通所給付費の1割と、受給者証に記載されている「負担上限月額」を比較して少ない方を当教室にお支払いいただきます。

1. サービス利用料金 (基本報酬+児童指導員等加配加算+福祉専門職員 配置加算+専門的支援加算+児童指導員加算)	療育時間 60分	12,995円
2. 自己負担額 (利用料の1割)	療育時間 60分	1,299円

*国が定める通所給付費と負担上限月額の差額については、当教室が保護者に代わり市町村から受領します。(代理受領)

事業者の代理受領を行わない場合は、いったん全額を当事業所にお支払いいただきます。

*欠席をされた場合、欠席時対応加算の対象になる場合があります。

京都市利用者負担額には、世帯の収入等の区分により、月額負担上限が設けられています。

区 分	市利用者負担上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税所得割3万3千円未満世帯	300円
市民税所得3万3千円以上28万円未満世帯	700円
市民税所得割28万以上世帯	6,200円

②家族支援加算Ⅰ

利用児の家族（きょうだいを含む）に対し個別で相談援助を行った場合や、家や園を訪問し支援方法等、相談援助を行った場合	106円（月4回まで）
---	-------------

③家族支援加算Ⅱ

療育時間に保護者グループを実施し、保護者に対して相談援助を行った場合	84円（月4回まで）
------------------------------------	------------

④関係機関連携加算Ⅰ

関係機関（所属園）と連携して得た情報を基に、個別支援計画を見直した場合	265円（月1回まで）
-------------------------------------	-------------

⑤関係機関連携加算Ⅱ

所属園の先生がののほな教室を来所し、療育見学・懇談を行った場合	212円（月1回まで）
---------------------------------	-------------

⑥関係機関連携加算Ⅲ

医療機関・子ども家庭センター（はぐくみ支援室）・児童相談所と情報共有の会議に参加し、情報共有・連絡調整を行った場合	159円（月1回まで）
---	-------------

⑦関係機関連携加算Ⅳ

『療育のまとめ』を作成し、就学先の小学校へ引継ぎを行った場合	212円（就学前1回）
--------------------------------	-------------

⑧事業所間連携加算Ⅰ

（セルフプランで複数事業所を併用している場合） 中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携・家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施した場合	530円（月1回まで）
---	-------------

⑨事業所間連携加算Ⅱ

（セルフプランで複数事業所を併用している場合） 連携した事業所が情報連携に参画し、事業所内で情報共有し必要に応じ個別支援計画の見直しを行い、支援に反映した場合	159円（月1回まで）
--	-------------

⑩子育てサポート加算

保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合	84円（月4回まで）
--	------------

⑪欠席時対応加算

急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合（当日・前日・前々日に連絡があった場合のみ算定）	99円（月4回まで）
---	------------

(2) その他

- * 利用者の日常生活上必要となる日用品等については、各自で用意・持参してください。
- * 通所給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用料を変更します。
- * 経済状況の著しい変化等があった場合には、サービス利用料を変更する場合があります。

(3) 利用者負担の上限管理

支給量決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして、京都市が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行います。（兄弟姉妹での利用や他の児童発達支援事業所との併用の場合）

(4) 利用者負担金の支払い方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の下旬までに請求いたします。請求日から14日以内に当事業所所定の封筒に入れて、お支払い下さい。

5. 苦情等申立先

当施設利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者 ののはな教室 総合施設長 大橋 良輝 ・受付担当者 ののはな教室 管理者 佐藤 夕佳子 ・利用時間 8：25～17：10 (土日祝日、年始年末を除く) ・電話番号 075-391-6628 ・ファックス番号 075-276-0931
第三者委員	民谷 渉 (つくし法律事務所) <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 075-241-2244 田中 都志子 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 075-381-7333
上記において苦情解決ができない場合	京都市児童福祉センター発達相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 075-950-1232 京都市第二児童福祉センター発達相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 075-612-2727 京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 075-746-7625 京都府社会福祉サービス運営適正化委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 075-252-2152

6. 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や関係機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供中に、当事業所の責任と認められる事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償するものとします。

* 下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険会社
保険名	社会事業者総合補償制度まごころワイド
補償の概要	賠償責任補償制度、傷害見舞金補償制度、死亡・後遺障害見舞金、入院保険通院保険

7. 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院
所在地	京都市西京区山田平尾17
電話番号	075-391-5811

8. 非常災害時の対応

暴風警報 ・ 暴風雨警報 暴風雪警報 ・ 大雪警報	午前8：00、午後12：00の時点で発令されている場合、療育は休室
檜原学区に土砂災害に関する警戒レベル3以上	サービス提供中に発令された場合、その時点で休室

9. 感染症の対応

保育園、幼稚園への出席停止基準と登園届（京都府医師会）に準じて、当事業所でも指定の通所届の提出をお願いしています。

10. 虐待防止

ののほな教室では、身体拘束は行いません。職員の言動等で気になる点がありましたら、施設長までお申し付けください。

虐待防止に関する責任・担当者	総合施設長 大橋 良輝
----------------	-------------

11. 当事業所利用の際に留意いただく事項

宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
兄弟姉妹の同伴	やむを得ず、兄弟姉妹を同伴される場合は、保護者の方で責任をもってお世話ください。
駐車場	ののほな教室専用駐車場利用は限りがあります。（2台） 同じ所属グループで2台以上駐車場を利用される場合は、保護者同士で話し合いをお願いします。ののほな教室専用駐車場を利用できない方は、臨時駐車場をご案内させていただきます。
喫煙	敷地内は全面禁煙です。ご協力をお願いします。
写真撮影	プライバシーの侵害や療育の支障となることがありますので、療育場面でのカメラ、ビデオ、携帯電話やスマートフォンでの撮影はご遠慮ください。
携帯電話の使用	療育中は、マナーモードに設定をお願いします。
※職員へのお心遣いは、固くご辞退申し上げます。	

12. 第三者評価の実施

現在、第三者評価は受けていません。法人の監事による監査を定期的に受けています。

私は、本書面に基づいてのののはな教室の 佐藤 夕佳子 から本重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用 者 住 所 〒

氏 名

通所給付決定保護者 住 所 〒

氏 名 ⑩

のののはな教室は、 様に対する児童発達支援サービスの提供にあたり、上記
のとおり重要事項について説明いたしました。

年 月 日

住 所 〒615-8156
京都市西京区樫原百々ヶ池 3

名 称 社会福祉法人京都基督教福祉会
児童発達支援 のののはな教室

総合施設長 大 橋 良 輝 ⑩